

仲間づくいに全力で取り組み 100 名の 広島労職支部を確立しよう

参加者より新たな対象者の紹介も

クスノキ通信

全日本建設交通一般労働組合広島県本部
〒七三〇一八五三
広島市中区堺町一丁目二一九三〇三
TEL (〇八二) 二三五二三〇〇
FAX (〇八二) 二三五三三〇二
e-mail
ctf303.hiroshima@orange.plala.or.jp



広島労職支部の新しい役員
一同 (写真上) と大西哲史
副部会長 (写真中) と田頭
委員長の音頭で団結ガンバ
ロー (12 月 16 日三原市)

建交労広島労職支部は二月一六日(月)三原市中央公民館で第八回定期大会を開催、大崎、因島、広島各分会の組合員や来賓を含め二七人が参加しました。

池田副委員長(大崎分会)が開会あいさつを行い、大会議長に山本暁彦氏(大崎分会)を選出し、田頭広(ひろむ)委員長(因島分会)が主催者挨拶を行いました。

振動障害闘争の歴史を学ぶ

建交労中央執行委員で労職部会副部会長の大西哲史氏(愛媛県本部書記長)が来賓あいさつを行うとともに、「振動障害闘争の歴史」と題して、「ミニ学習会」を行いました。(以下は要旨)

チェンソーやサンダーなどの振動工具は昭和三〇年に導入されました。林業労働の実態調査からチェンソーを2時間以上連続使用すれば1年で手指に血管障害

を引き起こすことが疫学研究会で発表され、昭和50年に基発第501号通達が出されたこと、その後組合などの運動で昭和52年に現在の「307号」通達が出されました。

経済闘争と政治闘争の重要性を強調

性を強調

しかし、307通達が出されても、監督署は大企業住友金属鉱山に気兼ねして、すぐには労災認定しないため、組合は組合員を動員し、また日本共産党の山原議員の立ち合いで労働局要請も行い、国会でも取り上げてもらいようや認定を実現させました。経済闘争と政治課題としても取り上げることが重要。昭和55年頃

認定されるようになりました。

打ち切りとの闘い

昭和61年に基発585通達が出され、治療年数2年→4年が限度とされ、これにより組合に組織されていない関西地域では多くの振動病患者が打ち切り攻撃に激減しましたが、組合は抗議要請行動を行い、その結果「主治医が認めればそれを超えて治療できる」ことを確認、組合運動の重要性を認識しました。

その後も山陰労災病院の医師らにより307号通達「検査手技」の改定が行われるなどしましたが、これについても組合は独自の疫学調査を行い、「検査手技」の矛盾を追及し、「検査はあくまでも参考」との回答を引き出し、現在も安心して治療ができることに。何も運動しなかったら振動障害という病気は無かったかも知れません。組合への団結こそ重要です。

復活と再生の年に、巳年

今年、巳年です。中国の隋の王が助けた蛇が、「夢に現れて財宝を捧げていった」という言い伝えがあるという。脱皮をする蛇は「復活と再生」をイメージし、不老長寿や強い生命力につながる縁起の良い動物と考えられています。

徒然草

現行の健康保険証は二月二日新規発行は停止となった。前の河野太郎デジタル庁大臣は、それこそシャカリキになって、マイナンバーカードに保険証の情報を紐(ひも)つけた「マイナ保険証」を押し進めてきた。しかし、「マイナ保険証」の医療機関や薬局での利用は、まだ「割にも達していない現状である。なかには「二月二日で紙の保険証は使えなくなる」と勘違いした人もいるという。障がい者や高齢者など情報に取り残される人もいる。そのような中で「デジタル化」が強制的に進められても、混乱が起きることは間違いない。◆マイナンバーカードは、五年に一度は役所に行き、カードに内蔵された「電子証明書」を更新しなければならぬ。ちなみに来年(令和七年)度は約二七五〇万枚のマイナンバーカードの「電子証明書」が更新時期を迎えるという。◆ポイントの付与ということで、多くの人がカード取得を行ったが、更新を忘れると、医療機関の窓口で「電子証明書の有効期限が切れていますよ」と言われて、体調が悪い時に「忘れていたのでこれから役所に行ってください」というのはしんどい話だと思ふ。「保団連」の調査でもこの手のトラブルが後を絶たないという。◆マイナ保険証に切り替えない人には「資格確認書」が来ることになったので、当面はあわてる必要はなくなったが。(M)

財源も示さず178万円の主張は無責任である 所得税の103万円の壁について考える(下)

自民・公明の与党と国民民主党との「所得税の103万円の壁」をめぐる話し合いが行われてきましたが、自民・公明両党は来年度(二〇二五年度)の税制改正大綱を決定しました。国民民主党が求めた「年収の壁103万円」については、引き上げに応じ、所得税がかり始める水準について123万円としました。

自民・公明の与党と国民民主党との「所得税の103万円の壁」をめぐる話し合いが行われてきましたが、自民・公明両党は来年度(二〇二五年度)の税制改正大綱を決定しました。国民民主党が求めた「年収の壁103万円」については、引き上げに応じ、所得税がかり始める水準について123万円としました。

「保険料の壁」で収入大幅減

学生時代の子どもを扶養する申告者にとつては、123万円未満のアルバイト収入は扶養できることになり、減税の恩恵を受けることとなります。

こちらは「税の壁」ではなく、年金や健康保険の「保険料の壁」です。厚生年金加入者(いわゆるサラリーマン)の配偶者は年収130万円以内なら健康保険の扶養家族、年金の「3号被保険者」になれるので、保険料を払わなくて済みます。しかし、年収が106万円に達すると、職場の厚生年金と健康保険に加入して、自分で保険料を払わなくてはならない場合が出てきます。106万円の収入でも約16万円の保険料が天引きされ、手取りは90万円くらいに減ってしまいます。

法改正で夫の税金は増えず

しかし、主婦の場合は、七年前に法律が改正となり、二〇一八年からは年収103万円を超えても150万円までは「配偶者控除と同額の「配偶者特別控除」が適用されることになったため、妻の年収が103万円を超えても夫の税金が増えることはありません。

従業員数五〇人以下の会社に勤務している場合などは年収130万円までは保険料を払うことになりませんが、130万円を超えると、国民健康保険と国民年金保険料を払うことになり、この場合30万円前後とさらに高い保険料負担となります。

税の問題としては、パート主婦の「壁」は

「106万円」と「130万円」の2つの「保険料の壁」の最大の原因は、「三号年金制度」にあります。この「三号年金制度」ができたのは日本に「最低補償年金」の仕組みがないからです。多くの先進国の年金制度には、保険料を払わなくても老後に一定額まで支給される「最低保障年金制度」がありますが、日本にはありません。この欠陥を補う形で「三号年金」がつけられています。

しかし、最低保障年金の実現には困難です。当面の対策としては、一つは時給を一五〇〇円に引き上げること、そうすれば手取りは今より大幅に増え、「壁」を乗り越えて働けます。もう一つは低所得者の社会保険料を軽減して「壁」を引き下げることが必要です。特に国民健康保険料の負担は大変重く、引き下げることが必要です。

国民民主の提案は無責任である

財源を示さず、国民受けを狙うだけ

国民民主党が出している178万円に引き上げるといふ案は、物価の伸びをはるかに上回る提案で、7兆円〜8兆円と言われる収減の財源をどこに求めるのか。国民民主は「経済が活性化して税収も増える」と主張するが、「楽観的すぎる」とマスコミにも指摘されている。また103万円の見直し案は富裕層ほど恩恵が大きいことも指摘されています。

また「手取りを増やす」は分かり易い国民受けする「スローガン」ではあっても、「財源は政府が考えること」というのは、無責任だと思えます。「政権を取ればこうする」という政策を示すのは政党として当然のことだと思ふのである。しかし、国民生活に直結する税金問題に一石を投じたのは、間違いないと思うのである。私たちも税金問題を改めて、考えてみるのが重要だと思ふます。(おわり)

今後の組合行動日程など

- 一一・二七 業務の終了・御用納め
- 一一・二八 年末年始の休み(一・一五)
- 二〇二五年
- 一・六 新春宣伝行動
- 一・八 県労連・ヒロシマ労連旗開き
(午後六時・ガーデンパレス)
- 一・二四 建交労中央執行委員会
(一・二五日)
- 一・二四 第三回組織建設推進会学習交流会
- 一・二五 建交労中央委員会
- 一・二五 広島県労連評議員会
- 一・二六 建交労全国ダンブ部会定期総会
- 一・二二 要求一斉提出日
- 二・二七 ヒロシマ地域総行動
- 三・一三 重税反対統一行動
- 三・二七 建交労中央執行委員会



明けてからおめで
とうございます。
健康に気を付け、
力を合わせて良い年
にしよう。
建交労広島県本部

お知らせ

※県本部の「クスノキ通信」は毎月一回発行しています。各支部や職場でのホットな話題や取り組みなど、身近な話題を、「メール」やファクスでお寄せください。メールとファクスは以下の通りです。お待ちしています。

ctg303.hiroshima@orange.plala.or.jp
Fax 〇八二一三三三〇五二



新しい一万円札紙幣の表(渋沢栄一)と裏面の写真(ネットより)

か?

「壁」はいつまでたっても壊れないか?